

## 理工学部教授会内規

### (目的)

第1条 この内規は、名城大学学則第10条の規定に基づき、理工学部教授会（以下、「教授会」とする。）に関する事項について定め、学部の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (構成)

第2条 教授会は、教授、准教授、助教、講師をもって構成する。ただし、第3条第5号については、別に定める。

### (審議事項)

第3条 教授会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 教育課程及び成績評価に関する事項
- (2) 学生の資格認定及びその身分に関する事項
- (3) 学則の変更に関する事項
- (4) 教員の進退に関する事項
- (5) 教員の人事及び資格審査に関する事項
- (6) その他重要な事項

### (会議)

第4条 教授会は、次の場合に学部長が招集し、議長となる。ただし、学部長に支障があるときは、協議員が代行する。

- (1) 学部長が必要と認めたとき
- (2) 教授会構成員の3分の1以上の要請があったとき
- (3) 学長が教授会の招集を要請したとき

### (定足数及び議決)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。ただし、休職中、育児・介護休業中、病気・慶事休暇中、在外研究員及び国内研究員は、構成員の数に算入しない。また、委任状は受け付けない。

- ② 議決は、出席者の過半数の賛成で決する。ただし、特に重要な議事と認めた場合は、3分の2以上の賛成で決する。また、教員の人事及び資格審査に関する事項については、名城大学理工学部教員資格審査内規による。

### (内規の改正)

第6条 この内規の改正には、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

### 附 則

この内規は、平成24年2月13日から施行する。